

議会改革推進委員会の検討結果について（後期報告）

平成30年9月

羽村市議会 議会改革推進委員会

最終版

目 次

I	はじめに	2
II	検討した項目	3
1	後期報告として項目	
	(1) 議会における調査研究	3
	①議会基本条例について	
	②会議日程について	
	(2) 議会の機能強化	
	①議会通年開催の検討	
	②議会事務局機能の強化	
	(3) 委員会等の運営	4
	①委員会の活性化・定例化	
	②予算案・決算以外の市長提出議案の委員会付託	
	(4) その他の事項	
	①国旗、羽村市旗の掲示について	
2	前期報告で継続調査となった項目	5
3	前期報告で結論が出た項目	6
III	審議経過、委員名簿	7
IV	羽村市議会改革推進委員会要綱	9

I はじめに

羽村市議会では、平成16年に議会改革検討委員会を設置し、第1次となる改革を実施しました。その後も、第5次にわたって継続的に改革を推進し、これまで着実に成果をあげてきました。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国からの機関委任事務が廃止されて以来、今日、地方自治体には自主・自立、自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

また、議会をめぐっては、地方自治法の改正が逐次行われており、議会の果たす役割はますます重要になってきています。このような状況の中、本委員会は第6次の改革に向けて、議長からの諮問を受け、地方分権時代にふさわしい議会運営のあり方について、調査・検討を行ってきました。

検討にあたっては、各会派から改革が必要であると考えられる事項について提案を受け、議会に対する市民の理解をより深められるよう議会から情報発信することが必要であること、議会をさらに市民に開かれたものにするための2つの視点を柱として、改革のテーマに据えました。

また、今次初めての試みとして全議員の参加のもとに検討を進め、全会一致を基本原則に提案事項について討議・整理を行い、検討すべき項目を定めました。このことにより、課題を各会派に持ち帰って検討することなく、迅速な課題解決が図られたほか、全議員による活発な討議を通じて「開かれた議会」について共通理解を深めることができました。

これらの検討すべき項目については、内容に応じて1年から2年を目途に解決すべき課題を「短期」・「中期」に、2年を超え現職議員の任期である4年を目途に解決すべき課題を「長期」に分類し、検討を重ねてきました。

検討項目のうち短期及び中期の検討期間としたものについては、前期報告として平成29年1月に提出し、長期の検討項目及び継続調査等が必要とした項目については引き続き検討を重ね、これまでの検討結果をとりまとめて報告するものです。

議長におかれては、この報告に基づき、実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

II 検討した項目

1 後期報告とした項目

分類	提案事項	検討期間	報告区分	検討結果
議会における調査研究	議会基本条例の制定	長期	後期	現行どおり
	会議日程について	長期	後期	現行どおり
議会の機能強化	議会通年開催の検討	長期	後期	現行どおり
	議会事務局機能の強化	長期	後期	現行どおり
委員会等の運営	委員会の活性化・定例化	長期	後期	現行どおり
	予算案・決算以外の市長提出議案の委員会付託	長期	後期	現行どおり
その他の事項	国旗、羽村市旗の掲示について	長期	後期	現行どおり

(1) 議会における調査研究

① 議会基本条例について

羽村市議会の意義と役割を明確にするための「議会基本条例」の制定について検討を行った。

検討結果

- 議会基本条例制定を目的とするのではなく、議会改革を進め積み重ねた結果として議会基本条例が出来上がるものであることから、今後も議会改革を一つひとつ積み重ねていくこととした。

② 会議日程について

一般質問は、市長の所信表明（施策方針演説）を受けて行うべきと考え、初日は市長所信表明と市長提出議案の説明とし、その後一定の期間を設けて一般質問を受け付けしその1～2週間後に一般質問とする日程等について検討を行った。

検討結果

- 一般質問は、市長の所信表明を受けて行うのが理想であるが、議会報の発行時期等も影響があり、また、市長部局にも影響があることから現状どおりとした。

(2) 議会の機能強化

① 議会通年開催の検討

通年議会への移行に向けた調査・検討を行った。

検討結果

- 議会の開催については、現状において特に問題は生じていないことから、今後必要に応じて検討することとした。

② 議会事務局機能の強化

議会事務局における法務・調査スタッフの確保など議会サポート体制を拡充するとともに、専門職としての議会事務職員の採用など人事、議会事務局の予算編成を議会の権限とするための、議会の政策立案機能などの強化について検討を行った。

検討結果

- 議会事務局の専門職等の確保は困難なため、まずは議員自らが議員としての能力を更に高めていく。今後、議会活動の中で必要となった場合は市長に要求していくこととした。

(3) 委員会等の運営

① 委員会の活性化・定例化

陳情がないと委員会が開かれない現状を変えるため委員会の活性化・定例化について検討を行った。

検討結果

- 委員会については、現在も必要に応じ開催されていることから現状どおりとした。

② 予算案・決算以外の市長提出議案の委員会付託

委員会の活性化を促し、所管事務の調査を深めるため、予算案・決算以外の市長提出議案は、原則、委員会付託とすることについて検討を行った。

検討結果

- 予算案・決算以外の市長提出議案の委員会付託については、必要に応じて付託していることから現状どおりとした。

(4) その他の事項

① 国旗、羽村市旗の掲示について

議場正面壁部分に国旗、羽村市旗の掲示について検討を行った。

検討結果

- 国旗、羽村市旗の掲示については、賛成、反対両意見があり、また、議会改革とは別に議論すべきとの意見等により現状どおりとした。

2 前期報告で継続調査となった項目

分類	提案事項	検討結果	検討内容	検討期間
議会からの 情報発信	議会報告会の 実施について	実施	「わかりやすく情報発信する」、「市民と意見交換をする」、「議会を身近に感じてもらう」をキーワードに、市民の意見を市政に反映させることを目的として実施することとした。	中期
	議会だよりに ついて	現行どおり	インターネットの活用については、引き続き広報委員会等で研究していくこととした。 「ぎかいのトビラ」にAR（拡張現実）の表示については、現在QRコードを活用していることから現状どおりとした。 議会だよりにより再質問の内容を掲載することについては、議会だより発行時間短縮を優先するため見送ることとした。	短期
	議事録発行の 時間短縮化に ついて	現状どおり	議事録発行時間短縮については、他市の実施状況や時間短縮に役立つ議場システム等について今後調査研究することとした。	中期
	障がいのある 方等に配慮し た情報提供の あり方につ いて	現行どおり	手話通訳の導入については、前期報告で、「広報委員会」において先進事例等を調査したうえで検討を継続することとしたが、当面は現状どおりとし、今後検討が必要な場合は、議会全体で検討することとした。	中期
議会におけ る調査研究	議会のペー パース化とタ ブレットの導 入について	現行どおり	当面は、必要経費を把握するとともに、情報共有やスケールメリット等の視点から市長部局とあわせて引き続き研究していくこととした。	中期
	議員の育児休 暇、介護休暇 のあり方につ いて	現行どおり	羽村市議会会議規則及び羽村市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例により対応可能なため現状どおりとした。	中期

分 類	提案事項	検討結果	検 討 内 容	検討期間
本会議の運営	正副議長等の選挙（監査委員）についてのうち、監査委員の選挙について	現行どおり	監査委員を本会議において選出することについては、他市の実施状況を調査したうえで羽村市議会にふさわしい方法を引き続き検討することとした。	短期
その他の事項	議場コンサートの実施について	現行どおり	議場コンサートの実施については、議会改革とは切り離して別途他市の実施状況等を調査したうえで研究することとした。	中期

3 前期報告で結論が出た項目

分 類	提 案 事 項	検討結果	検討期間
議会からの情報発信	ホームページについて	実施	短期
	インターネット中継について	実施	短期
	傍聴規則の見直しについて	実施	短期
	議員全員協議会の公開について	実施	短期
	議会だよりについて	実施	中期
	「議会だより編集委員会」の名称変更について		
テレビはむらの利用について			
	議会だより発行の時間短縮化について		
議会における調査研究	会議規則の改正（第2条 欠席の届出）について	実施	短期
本会議の運営	正副議長等の選挙について	実施	短期
	会議の開始時刻について	現行どおり	短期
	予算審査特別委員会設置の手續について	実施	短期
委員会等の運営	請願・陳情の取り扱いについて	現行どおり	短期
	特別委員会の新規・内容の検討について	実施	中期
	委員会における請願者・陳情者の発言について	現行どおり	中期
その他の事項	羽村市議会発文書のファイル化について	実施	短期
	年次報告の義務化について	実施	中期
	子ども議会の開催について	現行どおり	中期
	会派控え室について（IT環境の整備） （会派控え室整備）	継続して 検討	中期
	羽村市表彰条例における議員の表彰規定の削除について	現行どおり	中期
	会派の視察報告について	現行どおり	中期
	議場での写真撮影について	現行どおり	中期

Ⅲ 審議経過、委員名簿

(審議経過)

○前期

回数	開催日	審議内容
第1回	平成27年6月16日	委員会要綱の制定、正副座長の互選、議長からの諮問、議会改革のこれまでの経過、各会派提案事項等
第2回	平成27年6月29日	各会派改革提案事項の調整・検討、今後のスケジュールの検討
第3回	平成27年7月27日	改革提案事項の検討
第4回	平成27年8月10日	改革提案事項の検討
第5回	平成27年9月28日	改革提案事項の検討
第6回	平成27年11月2日	改革提案事項の検討
第7回	平成27年11月27日	改革提案事項一覧（検討期間別）の内容確認、改革提案事項の検討スケジュール、改革提案事項の検討（短期から）
第8回	平成27年12月8日	改革提案事項の検討
第9回	平成28年1月15日	改革提案事項の検討
第10回	平成28年2月19日	改革提案事項の検討
第11回	平成28年3月4日	改革提案事項の検討
第12回	平成28年4月27日	改革提案事項の検討
第13回	平成28年5月30日	改革提案事項の検討
第14回	平成28年6月15日	改革提案事項の検討
第15回	平成28年7月25日	改革提案事項の検討
	平成28年7月28日	逗子市議会視察（タブレットの利用について）
第16回	平成28年8月29日	改革提案事項の検討
第17回	平成28年9月28日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討
第18回	平成28年10月27日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討
第19回	平成28年11月25日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討
第20回	平成29年1月13日	改革提案事項の検討、前期報告案の検討

○後期

回数	開催日	審議内容
第21回	平成29年2月10日	改革提案事項の検討
第22回	平成29年3月28日	改革提案事項の検討
第23回	平成29年4月24日	改革提案事項の検討
第24回	平成29年7月7日	今後の進め方について、改革提案事項の検討
第25回	平成29年7月21日	改革提案事項の検討
第26回	平成29年8月30日	改革提案事項の検討
第27回	平成29年9月25日	改革提案事項の検討
第28回	平成29年10月27日	改革提案事項の検討
第29回	平成29年12月1日	改革提案事項の検討
第30回	平成30年1月15日	改革提案事項の検討
第31回	平成30年2月22日	改革提案事項の検討
第32回	平成30年3月29日	改革提案事項の検討
第33回	平成30年4月23日	改革提案事項の検討
第34回	平成30年7月23日	後期報告案の検討

(委員名簿)

(平成30年9月1日現在)

氏名	役職
高田 和登	委員
浜中 順	委員
印南 修太	委員
富松 崇	委員
中嶋 勝	委員
富永 訓正	副委員長
鈴木 拓也	委員
大塚 あかね	委員
西川 美佐保	委員
橋本 弘山	委員
山崎 陽一	委員長
石居 尚郎	委員
濱中 俊男	委員
瀧島 愛夫	委員
水野 義裕	委員
門間 淑子	委員

IV 羽村市議会改革推進委員会要綱

羽村市議会改革推進委員会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、16人の委員をもって組織する。

2 委員は、正副議長を除く議員とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。